

事務事業名	後期高齢者健康診査事業				担当	市民生活部 国保年金課 高齢者医療係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	6	健康づくりの推進				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 真岡市健康21プラン					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例						☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）		
予算科目	1. 一般会計		4. 衛生費		1. 保健衛生費		2. 予防費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	栃木県後期高齢者医療広域連合は、被保険者である75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した方も含む）が健康な状態で生涯を過ごせるよう、保健事業の一環として健康診査事業を行うが、この健康診査事業は、広域連合との業務委託契約に基づき、市が実施主体となり実施している。 平成28年度からは、歯科健診事業についても、広域連合と業務委託契約を締結して市で実施している。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）			⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
30年度実績 健康診査事業は、広域連合から委託を受けた市が実施主体となって実施し、事業に要した費用は、広域連合から市に委託料として支払われた。 平成28年度または29年度のどちらかで受診した人に対し、本年度日程に組入れて継続受診を促すとともに、4月当初に健診日程を全戸配布した。また、集団健診の記事を「Weekly News もおか」に掲載し、希望者は電話またはWeb予約にて申し込むよう案内のうえ、受診者に受診券（受診票）を送付した。 受診者全員に基本＋詳細健診を実施し、市から集団健診・個別健診とも健診結果通知を郵送した。その際に健康相談会や健康結果説明会の案内を同封し、窓口や電話でも対応した。 また平成28年度から、当該年度で満76歳に達する人に対し受診案内を郵送し、歯科健診事業を開始した。 31年度計画 30年度と同様			名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
			ア	健康診査受診案内通知者数	人	8,804	8,914	9,099	9,253	9,514
			イ	健康診査結果（情報提供）通知者数	人	2,284	2,369	2,465	2,674	2,900
			ウ	健康診査実施回数（集団）	回	70	72	72	72	72
			エ	歯科健診受診案内通知者数	人		731	764	716	860
			オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 栃木県後期高齢者医療広域連合の被保険者（真岡市）			⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
			名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
			ア	被保険者数（4月1日現在）	人	8,804	8,914	9,099	9,253	9,514
			イ							
			ウ							
			エ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 被保険者に健康診査や歯科健診を受診してもらう。 疾病の早期発見・早期治療に結びつけることにより、増大する医療費の抑制につなげる。			⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
			名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
			ア	健康診査受診者数	人	2,284	2,369	2,465	2,674	2,900
			イ	健康診査受診率（受診者数／被保険者数）	%	25.9	26.5	27.1	28.9	30.5
			ウ	1人当たり医療給付費の金額	円	823,350	800,449	817,903	821,993	826,103
			エ	歯科健診受診者数	人		98	122	103	120
			オ	歯科検診受診率（受診者数／案内通知者数）	%		13.4	16.0	14.4	14.0
			⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
			名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
			ア	健康で元気に暮らしている市民の割合	%	83.5	83.9	82.9	82.8	83.0
			イ							
			ウ							
			エ							
			オ							
(2) 総事業費の推移										
投入量	事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
		県支出金	千円	0	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0	0		
		その他	千円	15,511	16,283	16,989	18,130	19,749		
		一般財源	千円	0	0	0	0	0		
		事業費計（A）	千円	15,511	16,283	16,989	18,130	19,749		
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
		延べ業務時間	時間	82	84	84	84	84		
		人件費計（B）	千円	344	349	349	350	350		
		トータルコスト(A)+(B)	千円	15,855	16,632	17,338	18,480	20,099		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		高齢者医療制度の安定確保を目的に、従来からの老人保健制度が廃止され、平成20年4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、原則75歳以上の高齢者（65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した者も被保険者とする）を対象にした、後期高齢者医療制度がスタートした。 この法律に基づき、保険者として栃木県後期高齢者医療広域連合が設立され、健康診査事業は広域連合が行う保健事業として始められたが、広域連合との業務委託契約に基づき、市が実施主体となり実施することとなった。 また歯科健診についても、同様に広域連合との契約により平成28年度から事業が開始された。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		現行の後期高齢者医療制度を廃止して新たな制度に移行するため、「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月成立）に基づき、「社会保障制度改革国民会議」において制度の改革、廃止等について検討が行われたが、平成25年8月、後期高齢者医療制度については現在では十分定着しており、現行制度を基本とするとの報告がなされた。 なお、高齢化の進展により被保険者数は年々増加している。								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 被保険者である高齢者の健康の保持増進は市の施策である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、保険者である広域連合からの委託で実施している。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 被保険者全員を対象とした事業である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 被保険者の健康に関する関心を高め、健康診査及び歯科健診の受診率を向上させる。 広報等により制度の周知、受診勧奨に努める。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 被保険者の健康の保持増進を目的としているが、疾病の早期発見・早期治療に結びつけることができない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 健康診査は最小限の事業費で実施されている。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費である。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者負担はない。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		○																			
	維持																					
	低下																					
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																						

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																						
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																					
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		○																			
	維持																					
	低下																					